



救急出動件数 117件  
火災出動件数 5件  
(6月末日現在)

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター  
窓口 7番

児童扶養手当・特別児童扶養手当の届け出を

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出することになっています。

この届け出をされないと、8月以降の手当を受けられなくなりますので、お忘れにならないようご注意ください。

消防署訓子府支署

☎ 47-2419

救急講習会の開催（普通救命講習Ⅰ）

- とき 9月10日(月)18時～21時
- ところ 消防署訓子府支署(元町10番地)
- 定員 20人
- ※定員に達した場合は、締め切ります
- 申込み・問合せ  
消防署訓子府支署に電話するか、消防支署に来署して受け付けをしてください
- その他  
・講習修了者には修了証をお渡しします。  
・9月9日～15日の1週間は「救急医療週間」です。  
・9月9日は「救急の日」です。

応急手当普及員講習受講者募集

北見市・置戸町・訓子府町で「応急手当講習を指導することができる資格」を取得できます。

くらしの

○届出期間

- ・児童扶養手当現況届  
8月1日(水)～31日(金)
- ・特別児童扶養手当所得状況届  
8月13日(月)～9月7日(金)

○届出場所 福祉保健課社会福祉係

○持参するもの

- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、印鑑など

※対象者には福祉保健課から文書でお知らせします。届け出に必要な書類につきましてもその案内でお知らせいたします。

- とき 9月8日(土)・9日(日)・15日(土) 9時～18時

- ところ 北見地区消防組合消防本部(北見市寿町2丁目1番28号)

○対象者 上記日程を全日程参加できる方

※学校教育機関勤務の方、介護福祉施設勤務の方を優先させていただきます

- 定員 20人(後日、決定)

- 受講料 無料

※テキスト購入費用が別途必要となります

- 申込期間 8月7日(火)～20日(月) 9時～17時(土日除く)

- 申込み 北見地区消防組合救急ワークステーション(☎ 33-3733)

予防査察を実施します

消防団では火災を未然に防ぐため、公営住宅の予防査察を実施します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 問合せ 消防署訓子府支署

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場1階

税の関係 ☎ 47-2193

窓口1番

固定資産税・国保税の納期限は8月31日

固定資産税第2期分と国保税第3期分の納期限は、8月31日(金)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

個人事業税の第1期納期限は8月31日

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業(5%)  
物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
- 第2種事業(4%)  
畜産業、水産業など
- 第3種事業  
・医療、理・美容業、クリーニング業など(5%)  
・あんま・はり・きゅう業など(3%)

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日期限)の2回に分けて納めていただきます。それぞれの納期限までに納税してください。

年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納めていただきます。

納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、第2期分の納税通知書をなく

8月に農地パトロールを実施します

農地法により農地の「利用状況調査」が義務付けられていることから、農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しています。

農地の適正利用の確認と耕作放棄地・遊休農地を把握することにより優良農地の荒廃を

人の動き → 5,031人(-5)

男 2,407人(-4) / 女 2,624人(-1)  
世帯数 2,098世帯(+1)

6月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

さないようにご注意ください。

- 問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所(☎ 25-8681 = 課税 ☎ 25-8686 = 納税)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

- とき 8月8日(水)・9月12日(水)

17時30分～20時

- ところ 町民課窓口

墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物(花を含む)やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかします。必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「お霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

■仏具類の処分方法

- ①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください。
- ②処理業者(お焚き上げ)に処分(有料)を依頼する。
- ③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する。
- ④寺院などに相談する。

■問合せ 町民課環境衛生係



8・9月は北方領土返還強調月間です

